平成２３年（フ）第７７６８号
大阪市北区中之島４丁目３番20　Ｎ４．ＴＯＷＥＲ2105号、住民票上の住所大阪府枚方市山之上５丁目12番４号
破産者　谷口　和也
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６６号
大阪市城東区野江３丁目20番14号　メゾンベルシティー203号
破産者　上地　葉子
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０３２号
兵庫県宝塚市中野町17番16号
破産者　熊﨑　幸枝
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１１号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番126号
破産者　Ｔｒａｍｐｓこと　千代田伊佐男
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５２１号
大阪市生野区新今里６丁目２番20号
破産者　岩成　幸眞
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７６７号
三重県名張市赤目町丈六162番地
破産者　山口　幸一
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８２０号
大阪府貝塚市脇浜３丁目35番20号
破産者　フルアップ通販こと　田中　寿幸
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６２号
大阪市淀川区宮原１丁目16番44―1203号
破産者　森﨑　　進
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６号
大阪府吹田市江坂町５丁目12番11―103号
破産者　アートポートこと　大西　正芳
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００号
大阪府吹田市五月が丘東10番８―205号
破産者　キャンプロこと　稲垣　朝則
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７号
大阪府門真市幸福町20番15号
破産者　石脇　順一
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３号
大阪府吹田市南金田２丁目21番10―308号
破産者　三浦紀代美デザイン事務所こと　三浦紀代美
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６号
大阪府豊中市上新田３丁目２番５―203号
破産者　インテリアＫＵＮＩこと　吉本　邦典
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２号
堺市堺区五月町１番28―502号、前住所堺市東区菩提町３丁39番地152
破産者　城前　　昭
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０８８号
堺市中区新家町503―２―205号、住民票上の住所堺市東区白鷺町３丁15番７号
破産者　中尾　克実
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５０２号
大阪府富田林市中野町３丁目３番29号
破産者　峯　由美子
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４０号
大阪府松原市高見の里６丁目13番11号
破産者　宇野寅彦こと　玄　　寅弘
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
大阪府藤井寺市西古室１丁目２番21号、開始決定当時の住所大阪府松原市一津屋５丁目16番24号
破産者　たこ焼きフ～ミこと　矢野　廣子
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６７号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地　27棟104号
破産者　冨岡　秀雄
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係